

犬と暮らそう♪

— 最後まで、一緒に* —



横須賀市動物愛護センター



愛犬の一生に責任を持つということ…

犬を迎え入れると決めた時、**犬を飼い続けるための必要経費**を考えたことがありますか？

犬の寿命は確実に延びており、子犬から飼えば15～20年世話をすることになり、大きさにより違いはありますが、**1頭300万円程度の生涯費用**がかかると言われています。

法令で義務づけられている**犬の登録費用**、毎日の**フード代**はもちろんのこと、毎年の狂犬病予防注射や犬の健康維持のための**医療費**も必要です。また、犬が歳をとれば**介護に労力とお金**がかかり、**死後も**葬り方により**お金**がかかります。

しかし、愛犬がもたらす幸せな時間は、**お金に換えられない価値**があります。

生涯費用と愛犬の一生に責任を持てるかよく考えて、犬を迎え入れる判断をしてください。

愛犬に関する手続き



* 犬の登録は、生涯1回！

3ヶ月齢以上の愛犬は登録しなければなりません。転居した場合は届出が必要です。
※狂犬病予防法 第4条

* 狂犬病予防注射は、毎年度1回！

毎年4/1～6/30の間に注射を受けさせることが決められています。
※狂犬病予防法 第5条

* 登録内容が変わったら変更届を出しましょう

市内から市内への転居などによる登録内容の変更は、動物愛護センターへ電話で届出できます。
市外への転居や市外への譲渡による飼い主の変更など、市外への変更は転居先で届出しましょう。

※狂犬病予防法 第4条

* 犬が亡くなったら、死亡届をだしましょう

死亡届は、動物愛護センターへ電話・FAXまたはで届出できます。
※狂犬病予防法 第4条

市内での変更届と犬の死亡届は次のQRコードからも届出できます。

犬の登録事項
変更届
(電子手続き)



犬の死亡届
(電子手続き)



！！もしも、人や犬を咬んでしまったら！！

飼い主は「飼い犬事故届」を動物愛護センターに出さなければなりません。
まずは動物愛護センターにご連絡ください。

※神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 第17条



犬の習性を考えよう!



飼い主にとって良い
ことではなくても!

- 「犬にとって良いことが起きた行動」は、何度も繰り返すようになります。



吠えたり、怒ったりしたら...



あ、良いこと起きた!

...また吠えればいいんだ!

- 「犬にとってイヤなことが起きた行動」は、やらなくなるります。



吠えたり、怒ったりしたら...



うーん、イヤなことおきたぞ

...もう、やめとこう

「犬にやめさせる」ではなく「原因を取り除く」ことも考えましょう。

例えば… かじったり、荒らしたり ⇒ かじられて困るものは出さない・片づける
かじられて良いものを代わりにおく

外を通る人を見ては吠える ⇒ 物理的に見えないようにしてみる

動物愛護センター
からのお願いです

苦情相談が寄せられています…!

犬の鳴き声、放し飼い、糞尿の始末などのほか、犬による咬みつき事故の苦情相談も寄せられています。

一部のマナーの悪い飼い主のために、犬が嫌い・怖い・迷惑だ、と思う人が増えてしまうのはとても残念なことです。

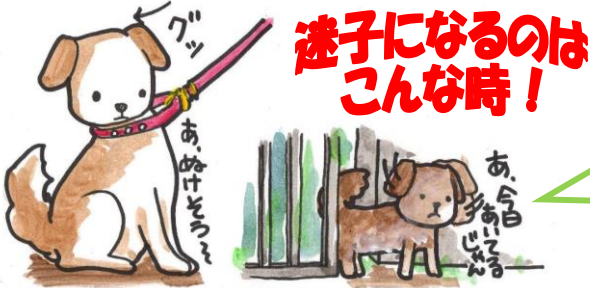
犬を嫌いな人が増えないように、飼い主の責任とマナーを守りましょう。



迷子にさせないで！

- 鑑札・注射済票を必ず着けましょう
 - 狂犬病予防法で定められています
 - 迷子札の代わりになります

- 迷子札になるものを着けましょう
 - 住所、名前、連絡先が分かるもの
 - マイクロチップ



- ノーリード散歩 (絶対ダメ！)
- 首輪がゆるい・留め金具の破損
- 雷や花火の音におどろいた
- 門が開いていた など

迷子になってしまったら動物愛護センターまたは警察に問い合わせましょう。

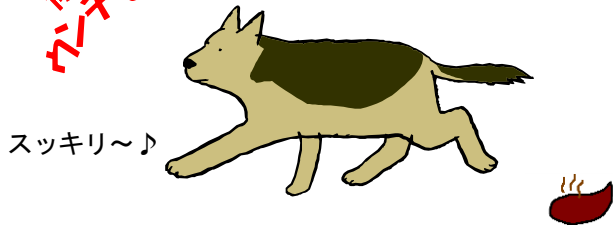
■ 動物愛護センターに保護された場合、横須賀市ホームページから確認できます ■
 横須賀市ホームページ>くらし・環境>ペット・動物>ペット>保護収容動物
 (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3140/gaibusite/syuuyoudoubutu.html>)



糞は持ち帰ろう！

私たちは自分で
フン拾えませ〜て

あなたの大切な愛犬が嫌われる原因になってしまいます。
 犬が好きでも、犬の糞尿を好きな人はいません。



放さないで！

迷子、交通事故、人や犬への咬みつき事故の原因になります！
 放し飼いはもちろん、

散歩中や公園内でリードを放してはいけません！！

体格の大小は関係ありません。

※ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 第8条



捨てないで...!

捨てられた犬の現実は厳しい...



動物の遺棄は法律違反です。
 絶対に捨てないでください。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律 第44条 (罰則)

災害に備えましょう！

日頃からの備えが大切ですよ。

自助

<災害時の対応は、自助が基本です>

災害時には被災者自身が生き延びるための努力を行う「自助」が基本です。

避難後、同行ペットは飼い主の責任で世話しなければならないため、少なくとも次のものを持ち出せるよう準備しておきましょう。

1. フード・水（どちらも最低7日分）・処方食（1か月分は準備）・薬
2. 食器・首輪・リード・ゴミ袋・ペットシート
3. 飼育の記録（動物の情報、写真、連絡先、健康状態など）
4. ケージ（避難所への持ち込みが鉄則です。必ず自身でご用意しましょう。）



迷子札

<災害時は飼い主不明動物が続出し、救護活動は困難を極めます>

室内飼いの犬でも、パニックになって開いた隙間から逃げ出して行方不明になった事例が多数あります。

災害はいつ起こるか分かりません。いざという時のため、常に首輪をつけ、マイクロチップもいれましょう。鑑札・注射済票も忘れずに。



しつけ

<速やかに避難し、慣れない避難生活で迷惑にならないために>

1. マテ・オスワリなどの基本的なしつけ
2. ケージの中に入ることを嫌がらない
3. 不必要に吠えない
4. 色々なフードを食べること（特定のものばかりが手に入るとは限りません。）



ケージに慣らそう

- 普段から休める場所として開放しておく
- 動物が寝そべることが出来て、広すぎず、狭すぎない大きさ
- ケージの中でおやつやフードをあげ、良い印象をもたせる
- ケージの中でリラックスしているのを見つけたらほめる



- 閉じ込めるなど、悪い印象を与えないようにする
- 安心できる場所なので、災害の際に動物が避難することもある
- 初めての避難所でも、ケージに慣れているとストレスが少ない
- 柔らかい素材より固い材質の方が安全度は高い

避難所での注意点

<周りの人への配慮>

避難所でのペットの受け入れの可否は、各避難所運営委員会の判断になります。

避難所には様々な人（動物の嫌いな人、アレルギーを持つ人、不用意に手を出す子供など）が集まります。決められた場所で飼うことはもちろん、普段よりも周りに配慮することが求められます。

避難所の人たちと上手にコミュニケーションを図り、

ペットが受け入れられやすい環境を作ることが大切です。

環境省ホームページ
「ペットの災害対策」は
こちらをご覧ください。



愛犬の健康管理

定期的に行いましょう

健康診断
ワクチン
外部寄生虫
内部寄生虫

狂犬病予防注射・各種混合ワクチン
ノミ・ダニなどの予防、駆除
フィラリアなどの予防、駆除

なんか最近
調子わる〜…



不妊手術

オスの攻撃性の減少
メスの発情期による変化の防止
(オス犬が寄ってくる・生理がある)
病気の予防(子宮蓄膿症、前立腺肥大、肛門周囲腺腫など)

* 豆知識 *

犬に与えてはいけない食べ物

- ☆玉ネギ、長ネギ、ニラ
(加工したもの、汁もダメです)
- ☆塩味のついてるもの
- ☆チョコレート
- ☆牛乳(特に子犬)
- ☆鶏の骨、魚の骨



日々、気をつけましょう

元気と食欲・便の様子・尿の様子・嘔吐・咳
目やに・鼻水・歩き方・出血など



おかしいな…と思ったら、
動物病院に相談しましょう。

ちょっと心に留めておいて欲しいこと



犬との生活は楽しいことばかりではありません。

たとえば自身の経済状況の変化で急に引っ越さねばならない、具合が悪くなり飼い犬の世話ができなくなった、近隣から苦情がきた、被災したなど、犬を飼い続けるための選択を迫られる可能性もあります。また、これらの危機を乗り越えることができて、やがて犬が歳を取ることによる、避けられない別れがやってくる。

その別れを迎えた後、日々過ごす中でつらかったり悲しかったりした時に、話を聞いてもらえる窓口があります。もし必要と感じたら電話してみてください。

横須賀市保健所精神保健福祉相談 046-822-4336 (月~金/8時30分~17時 土日祝日年末年始を除く)

横須賀こころの電話 046-830-5407 (平日/16日時~23日時 土日祝日/9時~23時 ※毎月第2水/16時~翌朝6時)

※令和2年(2020年)4月現在

犬に関する法律



狂犬病予防法(抜粋)

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。

(予防注射)

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。



動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋) ※改正法を掲載(令和2年6月1日施行)

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。(この項以下略。)

(罰則)

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※愛護動物とは、牛、馬、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる及び人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。



神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(犬の飼養者の遵守事項)

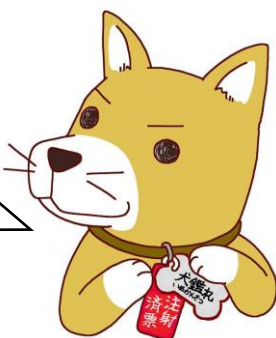
第8条 犬の飼養者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬を逸走させないため、適正な方法で係留すること。
- (3) 犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

(多頭飼養の届出)

第8条の2 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬(生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。)及び猫(生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。)の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

鑑札と注射済票☆
必ず、首輪などにつけてね♪
犬猫合わせて
10頭以上飼育する時は
届出しましょう。



お問合せ先：

横須賀市保健所生活衛生課 動物愛護センター
〒237-0062 横須賀市浦郷町5-2931
TEL：046-869-0040
FAX：046-876-6606